

## 那賀町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第5条第4項第2号に規定する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」(以下「事業」という。)の実施について、必要な事項を定めるとともに、本町を応援しようとする法人から寄附金を募り、これを財源として事業を実施することにより、地方創生及び持続可能なまちづくりを実現させることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、各号に掲げる用語の定義は、次の定めるところによる。

- (1) 寄附対象事業 法第5条第1項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に記載された事業をいう。
- (2) 寄附対象法人 那賀町の区域内に主たる事務所又は事業所が所在していない法人であり、かつ、青色申告書を提出している法人をいう。
- (3) 寄附金 寄附対象事業の実施のための費用として寄附対象法人が行う10万円以上の寄附金をいう。

### (寄附の申出)

第3条 寄附対象法人は、寄附金の申出を行おうとするときは、那賀町企業版ふるさと納税寄附申出書(様式第1号)を町長へ提出するものとする。

### (支払の要請)

第4条 町長は、前条の規定により寄附対象法人から申出がされた寄附金額のうち、当該申出がされた年度の寄附対象事業の実施に要した費用の範囲内で寄附金の支払を当該寄附対象法人へ要請するものとする。

### (寄附の受領等)

第5条 町長は、寄附金を受領したときは、その寄附をした寄附対象法人に対し、地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号)第14条第1項に規定する当該寄附の額及びその受領した年月日を証する受領証(様式第2号)を交付するものとする。

2 町長は、寄附申出書を提出した寄附対象法人に対して事業費確定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3 町長は、次に掲げる場合においては、寄附金の受入れを拒否し、又は受領した寄附金を返還することができる。

- (1) 寄附金の受入れが公序良俗に反するものと認められるとき。

(2) 前号に定めるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

(寄附金台帳の作成)

第6条 町長は、寄附金の適正な管理を行うため、那賀町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附金台帳(様式第4号)を作成しなければならない。

(公表)

第7条 町長は、寄附の内容及び当該寄附金を充当した事業の状況について公表しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施において必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。